

## 疾病、傷害及び死因の統計分類（改正案）

### 1 統計基準の名称

疾病、傷害及び死因の統計分類

### 2 疾病、傷害及び死因の統計分類を設定する目的

公的統計を疾病、傷害及び死因別に表示する場合において、当該公的統計の統一性と総合性を確保し、利用の向上を図ることを目的とする。

### 3 分類の策定に当たっての基本的な考え方

本分類は、世界保健機関が勧告する「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」に準拠して策定するものである。ただし、策定に当たっては、我が国の疾病構造等にも配慮することとする。

### 4 分類表の構成及び分類符号

以下の分類表により構成されている。

- (1) 基本分類表（章分類 22 項目、基本分類 14,609 項目）
- (2) 疾病分類表（大分類 85 項目、中分類 148 項目、小分類 374 項目）
- (3) 死因分類表（133 項目）

基本分類表		疾病分類表			死因分類表	
章分類	基本分類	大分類	中分類	小分類		
I	感染症及び寄生虫症（A00－B99）	920	6	10	29	12
II	新生物＜腫瘍＞（C00－D48）	874	6	12	46	26
III	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害（D50－D89）	192	3	3	5	3
IV	内分泌、栄養及び代謝疾患（E00－E90）	412	5	5	13	3
V	精神及び行動の障害（F00－F99）	504	5	8	9	3
VI	神経系の疾患（G00－G99）	389	1	7	15	6
VII	眼及び付属器の疾患（H00－H59）	307	3	5	13	1
VIII	耳及び乳様突起の疾患（H60－H95）	135	6	8	14	1
IX	循環器系の疾患（I00－I99）	453	7	12	33	20
X	呼吸器系の疾患（J00－J99）	279	7	12	23	7
XI	消化器系の疾患（K00－K93）	503	8	14	33	7
XII	皮膚及び皮下組織の疾患（L00－	399	1	4	13	1

	L99)					
X III	筋骨格系及び結合組織の疾患 (M00－M99)	623	5	11	26	1
X IV	腎尿路生殖器系の疾患 (N00－N99)	505	4	9	23	7
X V	妊娠、分娩及び産じょく<褥> (O00－099)	501	5	5	13	1
X VI	周産期に発生した病態 (P00－P96)	389	1	3	7	7
X VII	先天奇形、変形及び染色体異常 (Q00－Q99)	707	1	3	16	8
X VIII	症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの (R00－R99)	398	1	1	7	4
X IX	損傷、中毒及びその他の外因の影響 (S00－T98)	1, 629	3	6	20	
X X	傷病及び死亡の外因 (V01－Y98)	3, 732				12
X X I	健康状態に影響を及ぼす要因及び保健サービスの利用 (Z00－Z99)	712	4	7	13	
X X II	特殊目的用コード (U00－U99)	46	3	3	3	3
	計	14, 609	85	148	374	133

分類符号は、アルファベットと数字で表記し、基本分類表の基本分類においては、符号が4桁以上になる場合は、3桁目と4桁目の間に小数点を付し、疾病分類表においては、アルファベットと数字の間にハイフンを用いる。

## 5 分類の適用に当たって留意すべき事項

疾病、傷害及び死因の統計分類の適用に当たっては、次項の分類表の各表の分類項目を集約し、又は細分することができる。ただし、同項の分類表の各表の最大分類項目及び異なる最大分類項目に属する下位分類項目は、集約することができない。